

令和2年4月8日

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
大学委員様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口 常男

緊急事態宣言に伴う実務実習の一時的な中断について（お願い）
（4月8日時点）

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長より緊急事態宣言が出され、1都1府5県が実施区域として公示されました。これを受けまして、本近畿地区調整機構としては、学生の安全確保及び実施区域の感染爆発防止の観点から、緊急事態宣言の実施期間である4月8日から5月6日について、実務実習の一時的な中断をお願いすることになりましたのでお知らせいたします。

大学におかれましては、現在第1期実務実習を実施している実務実習受入施設並びに実習生に対して実務実習の一時的な中断に関する十分な説明をお願い申し上げます。また、実務実習が再開できるようになった折には、中断期間の補講に関する相談をさせていただくことの説明をお願い申し上げます。補講日程としては、第1期と第2期の間の2週間を利用することができます。その他の補講日程は、今後検討いたします。

この度の実務実習の一時的な中断および再開に際しましては、実務実習受入施設と大学との連携が非常に重要であります。実務実習受入施設および実習生の状況を大学と十分に共有していただくことをお願い申し上げます。

なお、この情報については、令和2年4月8日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

記

◎4月7日の緊急事態宣言において公示された事項

実施する期間 4月8日から5月6日
実施する区域 1都1府5県

◎近畿地区における実務実習の一時的な中断の地区と期間

中断する区域 大阪府、兵庫県
中断する期間 4月8日から5月6日

以上